

2016年12月27日

厚生労働大臣 様

〒160-0003 東京都新宿区本塩町 12 番地
四谷ニューマンション 309 さくら通り法律事務所
弁護士 清 水 勉
弁護士 出 口 かおり
TEL 03(5363)9421 FAX 03(5363)9856

〒160-0004 東京都新宿区四谷二丁目 4 番 1
ルネ四谷ビル 7 階 東京山手法律事務所
弁護士 野 間 啓

申 入 れ 書

冠省、当職らは、現在、東京地方裁判所に係属中の名誉毀損訴訟（平成28年（ワ）第27562号）（原告：池田修一信州大学医学部教授、被告：ウェッジ社ほか）の原告代理人を務めている弁護士です。裁判の争点は、後記月刊『Wedge』7月号の村中璃子名で書かれた記事中の「ねつ造」の指摘が虚偽だとするものです。

当職らは、本年11月下旬、貴省がホームページに公表した「平成28年3月16日の成果発表会における池田修一氏の発表内容に関する厚生労働省の見解について」（以下「本見解」と言います）に、抗議するとともに訂正を求めるために本文書を提出します。

貴省は、本見解において、池田班の報告について「一部報道によりねつ造の指摘があり」「信州大学が外部有識者による調査委員会を設置して調査しました。」とした上で、「信州大学の調査が終了し、以下の内容が公表されました。」と書いておきながら、本見解では全く言及していません。これは恣意的な対応と言わざるを得ません。

調査委員会（前田雅英委員長）が調査結果の冒頭に、「前記の規程（「信州大学の研究活動における不正行為の防止等に関する規程」）に定める研究活動における不正行為及びガイドラインに定める特定不正行為は認められなかった。」と明記しているのですから、この事実の記載の補充を早急に行ってください。

また、貴省は、本見解で5点を指摘したのち、「池田氏の不適切な発表により、国民に対し

て誤解を招く事態となったことについての池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。」と書いています。

しかし、貴省は、池田教授に対してこのような指摘ができる立場ではありません。なぜなら、貴省は問題とされたスライドの存在も内容も本年2月の時点から知っていて、何も指摘しないまま、公の場に出ることを許してしまったという落ち度の点では、池田教授と同列の立場にいるからです。池田教授が3月16日の成果発表会で発表したマウス実験の内容は、1月8日に開催された班会議のときのもと同じで、そこで班員からは疑問や修正要求などはありませんでした。2月に開催された池田班と牛田班の合同報告会上記スライドも資料として提出しましたが、牛田班の班員からも貴省の担当者からも疑問や修正要求などはありませんでした。3月の成果発表会の前に貴省に改めて資料の一部としてこのスライドを提示しましたが、そこでも貴省の担当者からは何の指摘もありませんでした。スライドの説明文が適切さを欠いたままの状態ですら社会（成果説明会）に出たことに問題があるとすれば、その責任の一端はそれまでの過程でマウス実験のスライドをみて意見を言える立場にあった者全員にあります。

このような経緯からすれば、貴省は、「池田氏の社会的責任は大きく、大変遺憾に思っております。」と言え筋合いではありません。池田教授を批判するのであれば、貴省の担当者も見落としていたことへの反省も不可欠です。そのような訂正を求めます。

そもそも、信州大学が設けた本調査委員会の調査結果の指摘も異常に厳しいものになっており、明らかに過剰です。

マウス実験が予備的な実験であったことは、池田班の班員も貴省も承知していました。1月の班会議の資料、あるいは2月の合同報告会の資料として止まっていれば、何の問題もありませんでした。それが貴省の発案でマスコミを対象とする成果発表会を行うことになり、不正確な説明文付のマウス実験スライドが外部に出ることになりました。それでも、参加した記者たちはマウス実験が予備的な実験であることを承知していたからこそ、Medical Tribune のニュースではマウス実験に全く言及しておらず、日経メディカルはスライドの説明をそのまま書いただけで特に注目した書き方をしていません。これが常識的な反応です。

ところが、貴省がHPで「一部報道より」と書いている、月刊『Wedge』7月号の村中璃子名で書かれた記事だけが、上記スライドが「ねつ造だ」と問題視しました。この報道内容が正しければ、スタッフ細胞事件並みの大ねつ造事件です。新聞、テレビ、全マスコミがこぞってマウス実験の不正追及を始めたはずですが、しかし、そのような展開にはなりません。それは記事の内容が事実と反し、「ねつ造」など存在しないことが明らかだったからです。そもそもスライドは班内の資料として作成されたものに過ぎませんから、その表記の誤

りは訂正すれば済むたぐいのことで、社会に実害を及ぼすような問題になりようがありません。これを社会問題であるかのように大騒ぎすることの方が社会にとって遥かに有害です。

国民の健康や安全を守る貴省にあっては、意図的に事実を歪曲して社会的に問題にならないことを問題であるかのようにねつ造する言論に迎合することなく、毅然と対応していただきたく切にお願い申し上げます。

草々